

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項を定める。

### 第1節 被災情報の収集及び報告

#### 1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、次の内容について情報を集約する。

《 情報収集内容 》

- ① 武力攻撃災害が発生した日時
- ② 場所又は地域
- ③ 武力攻撃災害の状況の概要
- ④ 人的及び物的被害の状況

- (2) 市は、情報収集に当たっては、県警察等との連絡を密にする。
- (3) 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

#### 2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し「火災・災害等速報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

- (3) 市は、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

### 3 情報の提供

市は、国民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者により 正確かつ積極的に情報提供に努める。また、提供する情報の内容について、相互に通知し、情報交換に努める。